

へき地保健医療対策等実施要綱

1～15 (略)

16. オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業

(1) 目的

この事業は、へき地医療を支援しようとする医療機関が、へき地医療支援機構又は都道府県の指導・調整の下、当該医療機関が所在する都道府県内のへき地に所在する郵便局や公民館等のスペースに対して、オンライン診療を活用して、へき地医療の支援を実施することにより、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療機関とする。(ただし、へき地医療拠点病院を除く。)

(3) 事業の内容

本事業を実施する医療機関は、へき地医療支援機構又は都道府県の指導・調整の下、へき地に所在する郵便局や公民館等のスペースに対して、オンライン診療を活用して、へき地医療の支援を実施する。

(4) 留意事項

ア オンライン診療の実施後、必要に応じて適切に対面診療につなげられる体制を事前に確保しておくこと。また、このため、対面診療可能な医療機関と適切に情報共有を行うこと。

イ その他、オンライン診療の実施にあたっては、関係法令を遵守し、また地域医師会等の関係機関との調整を十分に行うこと。

ウ へき地診療所が実施主体となる場合は、当該へき地診療所が所在する地域に対する医療の提供が十分になされている場合に限ることとする。また、この場合、当該へき地診療所が所在する地域以外のへき地に対して、オンライン診療を活用したへき地医療の支援を実施するものであること。

エ 主たる支援の内容はオンライン診療に限るものであること。